

フェリー支援に対する意見書

熊本県には8つのフェリー航路があり、10の事業者で人流、物流の海上ネットワークが形成されている。

これらには、本県と長崎県とを結ぶ航路が4航路、鹿児島県とを結ぶ航路が2航路あり、県内間を結ぶ航路と合わせて年間約95万台の車両等の利用があつている。

特に、隣県を結ぶフェリーは、海で寸断された道路網を補い、いわゆる海上国道等として人流、物流の面で大きく貢献している。

また、フェリー輸送は、二酸化炭素排出量の削減等の効果が見込まれ、環境に優しい輸送機関であり、災害時等においては、道路による輸送が困難な場合の代替機関としても、貢献可能な利点を有している。

しかしながら、近年、フェリー事業者は、道路網の整備等に伴う利用者の減少で収益が低下しているのに加え、昨年の燃料価格の高騰を受けた運航コストの上昇や、昨年秋からの景気後退により経営状況が厳しさを増す中、国の経済対策で高速道路料金的大幅割引(土日祝日の料金1,000円)が本年3月から実施され、瀬戸内海では一部の航路が廃止されるなど窮地に陥っている。

このように、フェリーの経営環境が厳しさを増す中で、県内のフェリー事業者は、顧客獲得を目指した営業努力、割引運賃制度の導入等による価格競争力の強化、運航ダイヤの見直し等によるコスト削減といった自助努力を続けている。

こうした現状の中、国においては、さらに高速道路の無料化の実施を検討されており、高速道路と競合する航路は、このまま何の手当ても施されなければ、経営困難のため航路の廃止や縮小といったことになり、地域がこうむる社会的損失は極めて甚大となる。

については、国の責任において、下記の分野におけるフェリー支援策を実施されるよう強く要望する。

記

- 1 陸路である高速道路料金的大幅割引や無料化については、その影響を見きわめ、国の責任において、海路のフェリーが今後も人流、物流の担い手として存続し得る手段を講じること。
 - 2 特に、海上国道とされるフェリー航路については、国において、道路と同等に、その維持、整備の仕組みを構築すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年10月8日

熊本県議会議長 早川英明

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	鳩山由紀夫様
国土交通大臣	前原誠司様